

米子市中小企業振興条例について

1. 目的・背景（前文より）

本市は、古くから交通の要衝として商業が発展し、「商都米子」としての地位を築いてきました。その歴史の中で、常に本市の経済の重要な基盤として貢献し続けてきたのは、本市に根を下ろし、本市を中心に事業展開をしてきた地場産業であり、その担い手の多くは中小企業者・小規模企業者でした。今後も本市の経済が持続的な発展を遂げていくためには、中小企業者・小規模企業者の振興が必須であり、それをいかに果たしていくかが重要な政策課題であると考えています。

この度、米子市中小企業振興条例を制定し、地域に根差した地場産業の持続的な発展を図る大きな目的は、当地の中小企業者・小規模企業者の経営基盤を強化し、そのことをもって、賃金の上昇を含む市民の暮らしを向上させることにあります。市は、こうした目的を地元事業者及び市民と共有し、施策を総合的に推進するため、この条例を制定します。

2. 中小企業振興条例各条項概要

前 文

「米子市の産業の歴史や特色」を表現しながら、条例の策定の背景や目的に関する事項等を示しています。

第1条（目的）

地場産業の持続的な発展を図るため、中小企業の振興を本市の重要政策と位置づけ、中小企業者や小規模企業者の経営基盤の強化や市内企業の支援体制を整備することを示しています。

第2条 （定義）各用語の定義

第2条は、この条例に使用している用語のうち、その意味するところを明確に定めておく必要があるものについて示しています。

第3条 （基本理念）

第3条は、中小企業者等の振興における基本的な考え方を示しています。

- （1）本市経済の発展並びに市民の雇用の確保及び生活の向上に資すること。
- （2）中小企業者等の経済環境の変化や経営課題に対応しようとする自主的

な努力を活かした事業が促進されること。

- (3) 国、県、市、関係地方公共団体（県を除く。以下同じ。）、中小企業者等、中小企業支援団体、金融機関及び教育機関は、相互に連携し、事業を促進すること。

第4条 （基本方針）

第4条は、この条例の目的を達成するための施策を明らかにした米子市中小企業振興行動計画（アクションプラン）の策定について示しています。今後進めていく中小企業者等の振興施策に広く意見を反映させるため、「米子市中小企業者等振興実務者会議」を設置し、その会議の中でアクションプランの策定を予定しており、以下を重点課題として策定していきます。

- ① 中小企業者等の事業活動に必要な人材の育成及び従業員の賃金向上を含む労働条件の改善により、雇用の創出を図るとともに、人材の定着を図ること。
- ② 商品やサービスの付加価値を高めることによる売上向上、適切な投資による生産性向上で中小企業者等の競争力強化を図ること。
- ③ 経済環境の変化に対応し、海外展開を含む、中小企業者等の地産外商の促進を図ること。
- ④ 新規創業及び新事業展開、並びに事業承継の促進を図ること。

第5条 （市の責務）

第5条では、中小企業者等の振興を推進するために、その重要性を認識した上で市が担う責務について示しています。

- ・ 中小企業振興施策の推進及び財政措置
- ・ 市事業における受注機会の確保努力 等

第6条～10条 関係機関の役割

中小企業支援団体、中小企業者等、金融機関、教育機関、市民についての役割と理解について示しています。